

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 広報・機運醸成基本計画

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に向けて、大会広報・機運醸成基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットキャラクターの制定及び普及
- (3) イメージソング・ダンス等の制定及び普及

2 印刷物等による広報

各種印刷物の作成、既存の広報紙等の活用及び各種広報物品を作成し、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 各種ガイドブックの作成
- (4) 広報グッズ等の作成

3 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及びインターネットなど多様なメディアの活用により、迅速かつ広域的な広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- (2) 県、市町村、各種団体等の広報媒体の活用
- (3) ホームページ、ソーシャルメディア等の活用

4 イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベント等と連携した広報活動を実施する。

- (1) 開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- (2) 県、市町村、関係機関、団体、学校、企業、ボランティア、NPOにおいて実施する各種イベント等におけるPR活動等の実施

5 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報に努める。

- (1) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- (2) 横断幕、懸垂幕等の設置
- (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

6 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

7 参加章等の作成

大会の開催を記念し、大会参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章、記念章等の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

8 その他

その他、大会広報・機運醸成基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。